

Sample

はじめに

東日本大震災の発生から2年と7ヵ月、960日あまりの月日が流れた。この日数だけを聞けば、被災地の状況は、前進、好転し、復興に向けた歩みが着実に積み重ねられているのであろうと、ポジティブな想像をする人が多いかもしれない。

しかし、被災地の復興の現実、そのような生易しいイメージとは大いに異なっている。今なお、深い哀しみや不安を抱えたまま、復興に向かおうという前向きな気持ちになれないでいる人たちも多い。実際に現地を訪れ、そこにいる方々と話せば、変わらぬ状況に我慢を強いられている彼らにとって、あいかわらず困難な状況が続いているということに、気づくはずである。

* * *

津波や原発事故による避難、自宅退去によって破壊された地域コミュニティを再生するには、想像以上に長い年月を要する。

インフラや経済基盤の復興が重要であるのはもちろんだが、そこで生活する人たちが安心して平和に暮らすことのできるコミュニティの再生こそが、何よりも必要であり、本当の意味での復興はそこから始まるのではないか。

震災後、東日本の各地において、心の復興や地域コミュニティの再生に向けて、地域の人たちや団体が、さまざまな活動をしてきた。そのひとつに、コミュニティラジオがある。

地元の方々によって運営される小さなコミュニティラジオ局は、地震発生の直後、混乱の中で、とにかく地域の人々が生きのびるための情報を伝え続けた。さらに、その後は、仮設住宅の生活に不安を覚える人たちの心を癒し、

時に、彼らの切実な声を伝え、見知らぬ土地での避難生活を余儀なくされる状況の下で、同じコミュニティを大切にしている者同士の間をつなぐ、大切な役目を果たしてきた。

そして、多くのコミュニティラジオ局が、今なお、地域の人たちに寄り添いながら、日々放送を続けている。

* * *

日本のコミュニティラジオは、超短波放送(FM)用周波数(VHF/76.0~90.0MHz)を使用する、政府から放送免許を交付された事業者による放送であり、一般にはコミュニティ放送、あるいはコミュニティFMとも呼ばれる。

地方の活性化を目的とするため、その放送エリアは市町村域に限定され、原則的には一市町村に一波(一局)が割り当てられることとなっており、1992年に制度化され、全国第一号として北海道函館市にFMいるかが誕生し、1993年には、西日本第一号として大阪府守口市で災害時の情報発信に重点を置いたFMもりぐちが開局している。

出力数は、当初1Wだったものが、阪神・淡路大震災の際にコミュニティ放送の有効性と重要性が認められたことにより、1995年には10Wへ、1999年には現行の20Wへと引き上げられた。さらに、近年においては、特例として限度を上回る出力が認可されている(たとえば、2012年には、FMわっぴ〜〔北海道稚内市〕の50W増力、FMくめじま〔沖縄県久米島町〕の80W開局などの事例がある)。

コミュニティ放送の主な特徴や目的としては、地域密着、市民参加、防災、災害時放送といったものを数え上げることができるが、中でも、防災と災害時放送への期待は大きい。阪神・淡路大震災、新潟・福島豪雨、新潟県中越地震、宮城県沖地震、奄美豪雨など、自然災害が発生するたびに、コミュニティラジオは、地域住民に向けて必要な情報を伝えている。

それに加えて、被災者の不安や疲労感を癒す、心の支えとしても機能し、防災や災害時におけるラジオの評価は高まっている。

また、コミュニティ放送局の設立基準も、規制緩和が進んでいる。以前は行政が出資する第三セクター型や純民間型の局が多かったが、2003年に京都市で特定非営利活動法人京都コミュニティ放送(京都三条ラジオカフェ)が認可されて以来、NPO法人型の局は増え、小さな市町村では、機材や施設は行政が提供し、運営をNPO法人が担うという、公設民営型の局もしばしば見受けられるようになった。また、法人格を有する起業者の他に、組合などの団体も開局が可能となった。

* * *

コミュニティ放送局の経営規模は、1000万円から数億円と幅が広いが、資本金の7割程度は、主に設備機材投資に向けられる。スタッフ数は10名以下である場合がほとんどで、数名の正社員とパートやボランティアによって運営される。

運営費は広告・スポンサー収入への依存が高く、営業エリアの狭さや広告単価の低さゆえに、経営は決して楽ではない。さらに、地域イベントの企画、運営、放送業務の請負などで収入を確保する局は多い。

このように経営が厳しいにもかかわらず、絶え間なく自然災害に見舞われる日本の各地で、コミュニティラジオの必要性は高まっている。政府による規制緩和の効果もあって、コミュニティ放送局は継続的に増加しており、2013年9月13日現在、全国で276の局が運営されている。

2011年3月11日に発生した東日本大震災でも、多くの被災地でコミュニティラジオ局が必要とされ、その結果、岩手、宮城、福島、そして茨城にわたる広域で、30にものぼる臨時災害放送局が立ち上がった。

この過去に類をみない数の臨時災害放送局が、復旧復興を目指す被災地自治体によって活用されたことは、災害規模の大きさと深刻さを反映したものと理解され、それと同時に、コミュニティラジオがいかにか災害の復旧復興に必要とされるものであるかということ、全国に知らしめることにもなった。

被災地のコミュニティ放送局^{*1}の多くは、放送局自らが被災者でもあり、被災直後には、運営資金や機材が不足し、放送を継続するために多面的な支援を必要とした。

一方、被災自治体が新設した臨時災害放送局は、運営や放送の経験やスキルがなく、放送技術、番組制作、行政との連携など、さまざまな面で支援を受けることが不可欠であった。

長期化する震災復興の中で、臨時災害放送局の運営を継続するために、政府もさまざまな想定外の対応を求められたが、日本政府は終始一貫して柔軟な姿勢を見せた。これまでにはなかったことである。

* * *

東日本大震災では、本研究会メンバーの多くが、震災発生直後から支援活動を開始した。被災地での臨時災害放送局の開局や番組制作の支援、ラジオ受信機の収集や配布、番組枠購入による資金援助、多言語放送の支援や番組提供など、さまざまな活動を行った。

こうした活動を行いながらも、われわれは、これまでメンバーが経験してきたものとは明らかに異なる様相と状況に直面し、大変な戸惑いを覚えた。そして同時に、今回の大震災におけるコミュニティラジオの活動に関する記録や調査の必要性を痛感した。こうして、本研究会メンバーは、支援活動と並行して、被災地でのコミュニティラジオにかかわる調査活動を始めるに至った。

本研究会では、この2年と7ヵ月の間、さまざまな関係者に取材を行ってきた。それぞれの立場や状況によって、被災地におけるコミュニティラジオへの関わり方や、コミュニティラジオに対する支援をめぐる考え方は、一様なものではないからである。

そういった背景から、本書の構成のうち、とくに後半部においては、基本

¹ 本研究では、コミュニティ放送局と臨時災害放送局の両者を総称してコミュニティラジオとしている。

的に関係者ごとに分けて章立てを行い、課題の明確化を図った。

本書の全体の概略は、以下の通りである。

前半部において、まず第1章では、被災地のコミュニティラジオの状況について概観し、つづく第2章では、被災地の臨時災害放送局の実態を報告している。自治体によって新たに開局された臨時災害放送局と、コミュニティ放送局をベースにした臨時災害放送局と、それぞれについて考察を行い、そこから主要な課題を提示している。さらに第3章では、福島県南相馬市、宮城県南三陸町、岩手県大槌町という3つの地域の臨時災害放送局にフォーカスを絞り、それらの開局や運営に関わってきた本研究メンバーが、それぞれの実態について克明に報告する。そして、東日本大震災と一括りで捉えられがちだが、災害、被害、復興と、その状況は地域ごとに全く異なるということを指摘する。

後半部、すなわち第4章以降においては、主に、被災したコミュニティ放送局や臨時災害放送局への支援に目を向ける。まず第4章では、ラジオ関係者の視点から、つづく第5章では支援者の視点から、支援とその仕組みについて検討する。さらに第6章では、臨時災害放送局の制度について、震災当時の総務省および東北総合通信局の担当者らのインタビューを手がかりとして考察する。

最後に、終章では、本研究の調査をもとに、地域コミュニティの再生において、臨時災害放送局を含むコミュニティラジオの果たすべき役割とは何か、そして、それを支えるためにどういった仕組みが必要なのかを提示する。

さらに、巻末には、附録として、2013年10月27日に行われたシンポジウムの抄録を載せた。本書のサブタイトルにある962日という数字は、地震の発生した2011年3月11日から、このシンポジウムに至るまでの日数にちなんだものである。

* * *

南海トラフ巨大地震の発生が予測される現在、災害発生時においてコミュニティラジオが果たしうる役割への期待が、これまで以上に高まっている。本書を通して、読者が、コミュニティラジオの制度、経営、放送技術、番組制作、インターネット活用の方法などについて、多面的に理解し、さらには、課題の検討、解決に向けて、さまざまな発見や気づきを得ることができればと切に願う。

また、本書が、たんにコミュニティラジオじたいについてだけでなく、この小さなメディアを支える社会的な仕組みのあり方や、その構築の望ましい方法についても検証し、実践的な提言を行うとともに、あらためて、読者のみなさんが、このコミュニティラジオという魅力的なものに触れ、それについて考える、ひとつの契機となれば幸いである。

2013年10月吉日

災害とコミュニティラジオ研究会
代表 金山智子

目次

はじめに 1

第1章

想定外の災害で求められたもの——コミュニティラジオの役割 9

- 1 「生きるための情報」の不在 9
- 2 続々と開局する臨時災害放送局 11
- 3 多面的な支援 12
- 4 復興の長期化とラジオの役割の変化 15
- 5 検討されるべき課題 17

第2章

復旧と復興のためのラジオ——臨時災害放送局の実態と課題 21

- 1 類をみない開局数 21
- 2 二つの異なる放送局 23
- 3 自治体が立ち上げた臨時災害放送局 27
- 4 コミュニティ放送局による臨時災害放送 58

▲column ラジオは活きているか!? 77

▲column 人との出会いと一通の手紙 79

第3章

「被災地のラジオ局」では括れない物語——3つの事例 81

- 1 南相馬災害エフエム(南相馬ひばりエフエム) 81
- 2 南三陸災害エフエム(FM みなさん) 92
- 3 大槌災害エフエム(おおつちさいがいエフエム) 102

第 4 章

ラジオ局だからできる支援活動——コミュニティラジオの運営者たち	111
1 日本コミュニティ放送協会(JCBA)	111
2 NPO 法人東日本地域放送支援機構	116
3 サイマルラジオ	119
4 NHK 仙台	123
<small>column</small> ラジオ番組「声の便り」について	129

第 5 章

試行錯誤の支援スキーム——コミュニティラジオの支援者たち	131
1 財 団——コミュニティラジオへの資金提供スキーム	131
2 企 業——専門性を活かす支援	136
3 FM わいわいとパートナー団体による支援活動	143
4 FM ながおか——被災経験と技術で防災に役立つ信念	152
<small>column</small> 希望をつなぎ、未来へつなぐ懸け橋	155

第 6 章

救うためのインフラ——コミュニティラジオの制度と政策担当者たち	157
1 被災時を支えた総務省の「臨機の措置」	157
2 東北総合通信局	165

終 章

社会変革の道具としてのラジオ——まとめと提言	173
------------------------	-----

参考文献	181
インタビューリスト	183
附 録 シンポジウム抄録	187
執筆者紹介	222

第 1 章

想定外の災害で求められたもの ——コミュニティラジオの役割

1 「生きるための情報」の不在

東日本大震災では、地震による建物や家屋の倒壊、地割れや山崩れといった被害に加え、未曾有の巨大津波により、想像を超える広域にわたって、多くの建物や人々が流された。

岩手県の大槌町や山田町など太平洋沿岸部の市町村では、津波によって、町そのものが壊滅状態に陥った。被災地では、被害状況や住民の安否確認、生存者の救助や捜索、水や食糧、医療や衣類などの救援物資の調達および配分、電気・水道といったインフラの復旧、避難所や仮設住宅の設置など、無数の課題が山積していた。避難するための陸路が寸断され、そればかりか移動手段も断たれる中、外部から被災地に対する緊急救援も思うように進まず、その結果として、文字通り「孤立状態」に陥る市町村も多く見られた。

震災後の東北は、まだ雪が残っていた。その中で、人々は、凍えながら、不安、恐怖、悲しみと向き合い、過酷な時間を過ごさなければならなかった。いったいながどうなっているのか、自分の家族や知人は大丈夫なのか、どこでどのような支援が提供されているのか、これからの生活がどうなっていくのか、等々、こういった「生きるための情報」は、救援物資と同じくらい重要であった。

災害時の情報伝達にかんしては、一般に自治体に多くを頼る傾向があるが、東日本大震災では、頼りになるはずの自治体組織じたいが被災した。多くの自治体が、地震あるいは津波によって、職員および庁舎を失い、その結果、

緊急情報伝達にかんする機能不全が発生した。

これまで経験したことのない規模の震災被害に際し、被災した自治体が正常に機能できる状況を取り戻すには、相応の時間がかかった。また、避難所や仮設住宅に避難している住民、それとは別になんらかの安全な場所に身を寄せている被災者など、それぞれが異なる被災状況におかれた住民に対し、自治体として一元的な情報伝達をすることは極めて困難であった。

このような状況に陥った自治体に代って、地域メディアが情報伝達を行う意義は非常に大きい。残念なことに、そのような地域メディアを抱える被災地は少なく、特に東北沿岸部では、震災当時、「生きるための情報」についての、このような必要に応えることのできるコミュニティメディアは、ほとんど存在していなかった。

地方紙（県紙）や県域放送などのローカルメディア、それに全国紙やテレビのネットワーク局などのマスメディアは、連日連夜、東日本大震災のニュースを伝え続けた。震災の規模と被害の大きさからして、ある程度広い範囲をカバーするローカルメディアやマスメディアには、すべての被災地の情報を伝えることは無論不可能だった。ローカルメディアも、アクセス可能な取材ロケーションは限定され、そこでやっと入手できた地域ニュースを、全国に向けて繰り返し放送せざるを得なかった。全国紙や系列ネットワークを基盤とする民間放送局では、特に、津波被害による「大きな視点」からの被災地のニュースばかりが取り上げられることとなり、津波で町が流されるさまを収録した映像の放映の繰り返しに不快感を覚えた視聴者は少なくなかった。

また、福島原発事故発生以降、報道は原発や放射能の問題に集中、収斂して行った。同時に、有名人などを起用した「負けない日本」あるいは「がんばる日本」といった、メッセージ性の強い番組も増加した。マスメディアの商業主義やセンセーショナリズムに起因する偏向報道の問題は、東日本大震災においても顕著であったと言える。

たとえば、避難所で過ごす子どもたちにとっては、たった1台のテレビをみるのが唯一の気休めだったと言われるが、そういった子どもたちを対象

とした調査によれば、「いつ点けても、ポポポーンっていうCMか、原発ニュースばかり」との印象が強く残っているという。

このように、マスメディアからは、被災者たちが生きるために必要な情報や生きる気持ちになる情報、すなわち「生きるための情報」を入手することが極めて難しいという状況があり、それを打開することは至難の業だった。

2 続々と開局する臨時災害放送局

その町の住民が必要とする被災情報や復旧・復興情報にかんしては、その町で情報発信することがもっとも理にかなっている。ゆえに、総務省および総合通信局は、震災の混乱時に迅速に臨時災害放送局を開局し情報伝達が行えるよう、電話などによる口頭申請による免許付与と周波数割当を行っている。

このような状況のもとで、今回の東日本大震災においても、被災地の自治体は、地域の被災情報、復旧・復興情報を伝達する目的で、臨時災害放送局^{*2}を次々と開局していった。

被災地によっては、地域コミュニティの情報伝達や地域の活性化、防災などを目的に、ラジオ放送を行っているコミュニティ放送局^{*3}がすでに存在しているところもあった。そのような場合においては、災害時には自治体が災害関連状況や復旧・復興の情報伝達をするために一時的にコミュニティ放送

2 臨時災害放送局とは、放送法第8条に規定する「臨時かつ一時の目的（総務省令で定めるものに限る。）のための放送」のうち、放送法施行規則第7条第2項第2号に規定する「暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害を軽減するために役立つこと」を目的とする放送を行う放送局をいう。

3 コミュニティ放送とは、放送法施行規則第60条に基づく別表第5号の表の第8項放送対象地域による基幹放送の区分(4)で、「一の市町村の一部の区域（当該区域が他の市町村の一部の区域に隣接する場合は、その区域を併せた区域とし、当該区域が他の市町村の一部の区域に隣接し、かつ、当該隣接する区域が他の市町村の一部の区域に隣接し、住民のコミュニティとしての一体性が認められる場合には、その区域を併せた区域とする）における需要に応えるための放送」と定義されている。

を休止させ、その放送設備等を利用して臨時災害放送局を開局するという協定が締結されており、今回も、多くのコミュニティ放送局が自治体の臨時災害放送局になった*4。

とはいえ、これらのコミュニティ放送局の中には、社屋やスタジオが倒壊・損壊したり、送信機やアンテナが倒れたり、電線が寸断されたりと、放送を継続することが困難だった局も多かった。

ちなみに、過去においても、災害時に臨時災害放送局が開局された事例は多数ある。1995年の阪神・淡路大震災時の兵庫県災害FM放送や、2000年の有珠山噴火の際の虻田町災害FM放送などがその例であり、2004年の新潟県中越地震では長岡市役所が「FMながおか」を「長岡災害FM」として利用し、住民に必要な情報を伝達している。

今回の東日本大震災は、その被害が東北から関東北部沿岸にまで及ぶものであったことから、既存のコミュニティ放送局を利用した臨時災害放送局が10、自治体によって新たに開局された臨時災害放送局が20、これらを合わせると、30もの局が、臨時災害放送局としてスタートした*5。

3 多面的な支援

被災地のコミュニティ放送局や臨時災害放送局が放送を続けて行くためには、多面的な支援が不可欠となる。それゆえ、全国のコミュニティ放送局をはじめ、一般市民やNPO団体、民間企業などから寄付金や物資が多く寄せられて、被災地のコミュニティ放送局の運営に役立てられた。

4 市町村にコミュニティ放送局が存在する場合、臨時災害放送局として、臨時中継局の開局や空中線電力の臨時増力を申請する。多くの被災地では、通常の20Wから100Wへと増力し、聴取エリアを拡大している。

5 総務省は東日本大震災で開局された臨時災害放送局は29としているが、本研究では、原発事故による放射線量等情報の伝達を目的に開局された取手臨時災害放送局を含めて、30局としている。

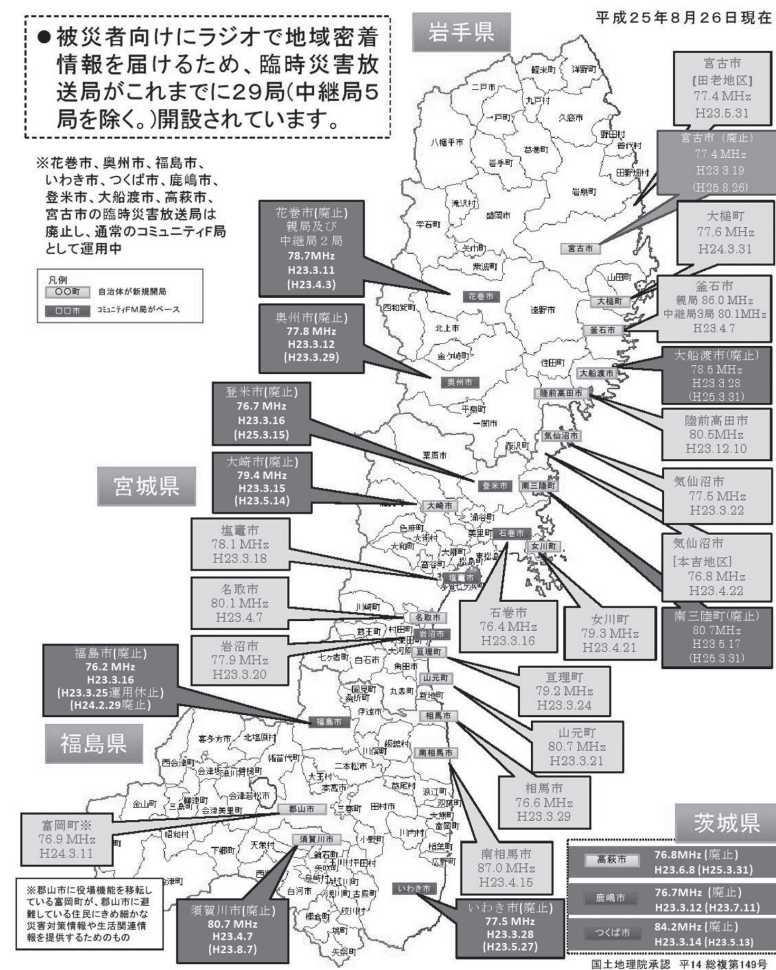


図1 「東日本大震災」に伴う臨時災害放送局の開設状況

出典：総務省 http://www.soumu.go.jp/main_content/000114496.pdf

※茨城県取手市の臨時災害放送局は、この図には含まれていない。

たとえば、送信機、ミキサー、マイク、PCといった放送機材や機器等が、他地域のコミュニティ放送局や企業によって無償で貸与されたり、日本財団や中央共同募金会（赤い羽根）といった財団を通じて、一般寄付金がそれらの購入費用に役立てられたりした。

また、新たな臨時災害放送局が開局された際には、機材の使い方から原稿の読み方に至るまで、運営準備にかんして、全国のコミュニティ放送局関係者、市民や学生ボランティア、NGOなどが人的支援を行った⁶。

さらに、ラジオの放送を聴くにはラジオ受信機が必要であるが、実際には、多くの被災者たちがラジオ受信機を持っていなかった。そもそもラジオ放送を聴く習慣のない地域もかなり存在し、カーラジオなど移動体で聴くことが主であるために家に受信機を備えていない、あるいは、津波によって流されてしまった人たちも多く、被災地においては、受信機が圧倒的に不足していたが、これに対して、日本財団、日本コミュニティ放送協会（JCBA）、ソニーやパナソニックなどの電機メーカー、国内外のNPOやNGO、そして多くの一般市民から、何万台にもものぼる受信機が被災地に届けられた。

また、臨時災害放送局は、自治体からの情報伝達を主な業務とするが、復旧・復興の経過とともに、行政情報だけでなく、市民に向けたさまざまな番組を開始する局が増え、その際に市民参加型の番組を制作しようとした局も少なくなかったが、この時、番組制作の未経験者が多い局に対しては、既存のコミュニティ放送局や県域ラジオなどのスタッフが指導のために現地支援に入るといこともしばしば行われた。

復旧・復興の渦中においては、たったひとつの情報が市民を大きく惑わす場合もある。それだけに、臨時災害放送局の免許取得主体である自治体によっては、厳格に情報をチェックして放送させている所もあるが、それでもなお、復興に伴い、自治体による被災関連情報は減り、生活情報や市民向けの番組が求められてくることとなる。

6 放送局のスタッフには、東日本大震災の被災者の就労支援（緊急雇用）によって、地元の人たちが雇用された。

そのような状況において、別のコミュニティ放送局による番組や民放スタッフや人気パーソナリティたちがボランティアで制作した番組（たとえば「声の便り」など）、あるいは大手企業がスポンサーとなって制作された音楽番組などがコンテンツとして無償で提供され、多くの臨時災害放送局や被災地のコミュニティ放送局の番組放送を支えた。

また、通常の放送において支払うべきとされる音楽使用に対する著作権料は、臨時災害放送局にかんしては無償とされた。

このように、資金、物資、放送機材のみならず、スタッフ、ノウハウ、コンテンツに至るまで、さまざまな支援が行われたが、その規模や多面性については、かつてないほどのものであった。また、被災地におけるコミュニティ放送局や臨時災害放送局の活躍は、新聞やネットなど多くのメディアで頻繁に取り上げられることによって、コミュニティラジオの存在や活躍、有用性が全国的に認知されることになり、全国からさらに多くの支援が届けられることにつながった。

しかし、こういった寄付金などの支援にかんして、問題がなかったわけではない。寄付の制度や受け入れの仕組み、体制などが、社会システムとして整っていない、あるいは、有事の混乱に対応するのに適した制度となっていないといったことが、支援の妨げとなったり、実際に寄付金がそれを必要としている被災地の局に渡らなかったり、といった事態が起こったことも指摘されている。

4 復興の長期化とラジオの役割の変化

ラジオの災害放送は、復旧・復興という段階を経て、通常放送へと戻り、臨時災害放送は、その時点で一定の役割を終える。災害の規模にもよるが、臨時災害放送局は、一般的に、開局してから1ヵ月から3ヵ月の内に廃止となるのが通例である。

東日本大震災で開局した30局のうち、20局では、放送業務未経験の自治体職員と住民たちが試行錯誤しながら情報伝達を行ってきた。臨時災害放送局の開局期間は、上にも述べたように1ヵ月から3ヵ月、原則として2ヵ月とされていたが、被害の大きさ、被災コミュニティでの必要性、長期化する復興への道のりを考慮して、総務省は期間延長を認めている^{*7}。

また、その放送活動も、災害や復旧情報伝達という役割から、分断されたコミュニティの再生や放射性物質の問題などといった複雑な問題への対応が求められることとなっている。

震災後2年半経った時点でも、臨時災害放送を継続している局は15局のほり、廃止した4局については新たにコミュニティ放送局としてスタートし直している^{*8}。

臨時災害放送局の定義からすれば、その本来の役割は主に震災直後の復旧・復興の情報伝達であるが、東日本大震災とそれに伴う二次災害等への状況対応の必要性を考えた時、これまでの定義にはなかったような臨時災害放送局としての在り方や存在意義があることは明らかである。

地域によって復興状況やコミュニティの再生状況もさまざまである中で、臨時災害放送局の役割も、それに応じて、その都度変化しているということを認識する必要がある。

また、既存のコミュニティ放送局にしても、震災によるスタジオや機材の損壊、スポンサー減による経営困難、スタッフの避難による放送人員の減少といった問題を抱えており、それにもかかわらず、たとえば、他の県や市町村から移入した仮設住宅などの被災者たちに向けた情報伝達をも担っているところも多い。

これまで、総務省は、コミュニティ放送局はコミュニティに役立つ情報伝

達や地域の活性化を目的とする放送であり、「防災目的ではない」と指導してきた。けれども、今回の震災後、一転して防災目的を明確に開局目的として掲げ、既存のコミュニティ放送局に対しても、この点を念頭に置くよう求めるようになった。

2013年7月からは、難聴取地域のための中継局設置を政府が補助金事業として推進するようになった。聴取エリアの拡大は、自治体や住民にとってありがたいことである一方で、その結果、局は、拡大されたエリアを現在のスタッフでカバーせざるを得ず、運営や事業の負担、さらに放送局の責任は、増すばかりとなっている。

5 検討されるべき課題

東日本大震災の発生直後および復旧・復興の局面で、本調査プロジェクトメンバーのほとんどが被災地に入った。われわれは、受信機の提供、臨時災害放送局の開局準備や運営、番組制作や番組提供など、さまざまな形で支援に関わり、それらを通して被災地の状況をできる限り理解し、コミュニティラジオ局の人たちと一緒に悩む中で、調査の必要性を繰り返し痛感してきた。

災害時のコミュニティラジオ局に何が必要か。運営や放送の問題は何か。復旧・復興におけるコミュニティラジオの役割はどのようなものであったか。これらについて実態調査することは勿論のこと、分断されたコミュニティや被災した地域が新たに再生していくという息の長いプロセスにおいて、小さなラジオ局が、どのようにすれば、災害時の情報伝達のメディアとしてだけでなく、地域の人たちが生きていく気持ちになれる、そのためのメディアとしての役割を果たせるのか、といったことについても、もっと目を向けて行くべきであろう。

そのためには、コミュニティ放送の制度を一から見直していくことも必要である。また、コミュニティラジオに対する支援のあり方も、それぞれのラ

7 2014年3月末までの延長を認めている。

8 2013年9月30日現在、たかはぎFM（高萩市）、FMねまらいん（大船渡市）、Bikki-FM（大崎市）、みやこハーバーラジオ（宮古市）が、コミュニティ放送局として開局した。その他、15局が臨時災害放送局として放送を続けている。

ジオ局の状況や環境に合うように、柔軟さが求められる。必要なものを必要な時にどのように支援していったらいいのか。コミュニティのためのメディアの事業継続性を維持するにはどうすれば良いのかという、当たり前のことが問われているのである。

1992年にFM いるか（函館市）が日本初のコミュニティ放送局として認可されて以来、阪神・淡路大震災や新潟県中越地震、大型台風による水害など、自然災害が発生するたびに、コミュニティ放送の重要性が認識され、その結果として、全国のコミュニティ放送局数が増え続けてきた。

近い将来、未曾有の大地震の発生も予想される中、臨時災害放送局を含むコミュニティラジオへの期待は益々高まっている。これまでコミュニティラジオを軽視する傾向が強かった大手ラジオ局においても、地域ラジオ放送のネットワークを構築しようとする動きがみられる。これらを踏まえて、これからのコミュニティラジオがどうあるべきなのか。支援の在り方はどうあるべきか。これまでの社会のシステムや制度のあり方を、もう一度見直して行きたい。

本調査プロジェクトにおいては、当初1年の現地調査を予定していたが、復興は長期化し、コミュニティの再生という時間のかかる課題を抱えることとなった地域も多く、調査期間を2013年夏までに延長した。

われわれは、東日本大震災の被災四県（岩手、宮城、福島、茨城）のコミュニティ放送局と臨時災害放送局とを合わせた、合計38局を対象にインタビュー調査を実施した。また、これらの放送局を支援している主な団体や政府関係者に対してもヒアリングを行った（詳細については巻末の資料を参照のこと）。

コミュニティラジオに関する先行研究は、その地域メディアとしての役割・機能や、地域コミュニティとのつながりなどを軸としたものが中心だが、その他、近年においては、社会関係資本の醸成や、地域コミュニティの活性化、コミュニティ放送の制度研究など、より多面的なものが増えてきている。

しかし、多くの研究は、メディアとしての機能や有効性の議論にとどまり、ラジオ局が、現実の災害時や復興時に、番組制作、放送、経営において、ど

のような課題や問題を抱えているのか、といったことについては、現場間での議論や情報交換に終始しており、全体状況の把握や克服すべき課題にかんして研究の知見が提示されているものは、ごくわずかしかない。

これまで臨時災害放送局の開設事例が少なかったことも、臨時災害放送局にかんする調査が少ない理由であると考えられるが、防災が日本各地において最重要課題となる中で、コミュニティ放送局や臨時災害放送局の活用を考える自治体や地域コミュニティが今後確実に増えるであろうことを見通した時、本研究が提示する知見は、かならずや大きな意義を持ってくるであろうと思われる。

執筆者紹介（執筆順）

①出身地 ②肩書 ③執筆担当

金山智子（かなやま・ともこ）

- ①岩手県大船渡市
- ②情報科学芸術大学院大学（IAMAS）教授・産業文化研究センター長
- ③はじめに、第1章、第2章、第4章1・2・3、終章

日比野純一（ひびの・じゅんいち）

- ①東京都
- ②世界コミュニティラジオ放送連盟アジア太平洋地域理事
- ③第3章1・3、第5章3

宗田勝也（そうだ・かつや）

- ①京都府京都市
- ②京都コミュニティ放送副理事長
- ③第3章2

松浦さと子（まつうら・さとこ）

- ①兵庫県伊丹市
- ②龍谷大学政策学部教授
- ③第4章4、第5章1・2・4、第6章

松浦哲郎（まつうら・てつお）

- ①石川県金沢市
- ②元世界コミュニティラジオ放送連盟アジア太平洋地域理事
- ③シンポジウム抄録

謝 辞

本研究会の調査にご協力くださったすべてのコミュニティ放送局と臨時災害放送局の皆様、インタビューにご協力いただいた関係者の皆様に、心より感謝申し上げます。本研究が、コミュニティラジオの活動にとって、そして、被災地の復興にとって、少しでも役立つことができれば幸いです。

本研究は、2年間に亘りトヨタ財団の助成をいただきました。おかげさまで、被災地に何度も足を運んで調査を行い、シンポジウムや本書を通して調査の結果を多くの人たちと共有することができました。トヨタ財団には、心から感謝申し上げます。

本書の出版に際しては、私たちの無理を聞き入れ、温かく見守って下さった大隅書店の大隅直人さんに御礼申し上げます。

災害とコミュニティラジオ研究会

代表 金山智子
日比野純一
宗田勝也
松浦さと子
松浦哲郎

小さなラジオ局と コミュニティの再生

— 3.11から962日の記録

2014年 5月30日 第一刷発行

編集 災害とコミュニティラジオ研究会
発行者 大隅直人
発行所 大隅書店
〒520-0242
滋賀県大津市本堅田 5-16-12 コマザワビル 505号
電話 077-574-7152
ファクス 077-574-7153
振替 00930-9-272563
<http://ohsumishoten.com/>
組版・装幀 北尾 崇 (HON DESIGN)
印刷所 シナノ書籍印刷株式会社

©2014, T.Kanayama, J.Hibino, K.Soda, S.Matsuura, T.Matsuura

Printed in Japan

ISBN 978-4-905328-05-6

Sample



Dies ist ein WWF-Dokument und kann nicht ausgedruckt werden!

Das WWF-Format ist ein PDF, das man nicht ausdrucken kann. So einfach können unnötige Ausdrücke von Dokumenten vermieden, die Umwelt entlastet und Bäume gerettet werden. Mit Ihrer Hilfe. Bestimmen Sie selbst, was nicht ausgedruckt werden soll, und speichern Sie es im WWF-Format. saveaswwf.com

This is a WWF document and cannot be printed!

The WWF format is a PDF that cannot be printed. It's a simple way to avoid unnecessary printing. So here's your chance to save trees and help the environment. Decide for yourself which documents don't need printing – and save them as WWF. saveaswwf.com

Este documento es un WWF y no se puede imprimir.

Un archivo WWF es un PDF que no se puede imprimir. De esta sencilla manera, se evita la impresión innecesaria de documentos, lo que beneficia al medio ambiente. Salvar árboles está en tus manos. Decide por ti mismo qué documentos no precisan ser impresos y guárdalos en formato WWF. saveaswwf.com

Ceci est un document WWF qui ne peut pas être imprimé!

Le format WWF est un PDF non imprimable. L'idée est de prévenir très simplement le gâchis de papier afin de préserver l'environnement et de sauver des arbres. Grâce à votre aide. Définissez vous-même ce qui n'a pas besoin d'être imprimé et sauvegardez ces documents au format WWF. saveaswwf.com



SAVE AS WWF, SAVE A TREE